

平成 3 1 年 第 1 回 (臨時)
須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 3 1 年 1 月 2 1 日

議 会 事 務 局

目 次

第 1 号 (1 月 21 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	2
出 席 議 員	3
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	5
会期の決定について	5
会議録署名議員の指名について	5
議案第 1 号	6
議案第 2 号	6
議案第 3 号	7
議案第 4 号	8
議案第 5 号	8
議案第 6 号	9
議案第 7 号	9
議案第 8 号	9
議案第 9 号	9
議案第 10 号	10
議案第 11 号	11
議案第 12 号	12
議案第 13 号	12
議案第 14 号	13
議案第 1 号	14
議案第 2 号	15
議案第 3 号	15
議案第 4 号	17
議案第 5 号	18
議案第 6 号	18
議案第 7 号	18
議案第 8 号	18
議案第 9 号	20
議案第 10 号	21
議案第 11 号	22
議案第 12 号	22
議案第 13 号	23

議案第 14 号 23

発議第 4 号 24

閉 会 34

平成31年 第1回(臨時)須恵町議会 会議録(第1日)

平成31年1月21日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成31年1月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 議案第1号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第5号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第6号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議案第10号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第13 議案第11号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第12号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第13号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第14号 平成30年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第1号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第2号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第4号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第5号 工事請負契約の締結について
- 日程第22 議案第6号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第7号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第8号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 日程第26 議案第10号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第27 議案第11号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

- 日程第 28 議案第 12 号 平成 30 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 29 議案第 13 号 平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 30 議案第 14 号 平成 30 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 31 発議第 4 号 日本共産党 児玉 求議員に対する懲罰動議

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
 日程第 2 会議録署名議員の指名
 日程第 3 議案第 1 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
 改正する条例
 日程第 4 議案第 2 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 5 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 6 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
 日程第 7 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
 日程第 8 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
 日程第 9 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
 日程第 10 議案第 8 号 工事請負契約の締結について
 日程第 11 議案第 9 号 工事請負契約の変更について
 日程第 12 議案第 10 号 平成 30 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
 日程第 13 議案第 11 号 平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
 日程第 14 議案第 12 号 平成 30 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 15 議案第 13 号 平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 16 議案第 14 号 平成 30 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 17 議案第 1 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
 改正する条例
 日程第 18 議案第 2 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 19 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 20 議案第 4 号 工事請負契約の締結について
 日程第 21 議案第 5 号 工事請負契約の締結について
 日程第 22 議案第 6 号 工事請負契約の締結について
 日程第 23 議案第 7 号 工事請負契約の締結について
 日程第 24 議案第 8 号 工事請負契約の締結について

日程第 25 議案第 9 号 工事請負契約の変更について
 日程第 26 議案第 10 号 平成 30 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
 日程第 27 議案第 11 号 平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
 日程第 28 議案第 12 号 平成 30 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 29 議案第 13 号 平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
 日程第 30 議案第 14 号 平成 30 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 31 発議第 4 号 日本共産党 児玉 求議員に対する懲罰動議

出席議員（14 名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	10 番	合 屋 伸 好
11 番	原 野 敏 彦	12 番	三 上 政 義
13 番	柴 田 真 人	14 番	今 村 桂 子
15 番	三 角 良 人		

欠席議員（1 名）

9 番 田 原 重 美

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	健康福祉課理事	小 林 は つ み

総務課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
都市整備課長	甲木 圭二	住民課長	合屋 真由美
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	吉松 辰美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。ただいまから平成31年第1回須恵町議会臨時会を開会します。

ここで、田原重美議員より欠席の届け出が出ておりますので御報告します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。平成31年第1回臨時会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本日午前9時より議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は14件で、条例改正3件、工事請負契約締結5件、工事請負契約の変更1件、補正予算5件となっており、外に発議が1件ございます。

委員会付託については、予算審査特別委員会1件、総務建設産業委員会11件、文教厚生委員会2件となっております。

議案第1号から議案第3号、議案第4号から議案第8号、議案第10号から議案第14号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明後、予算審査特別委員会及び各常任委員会において審査後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、会期は本日1日限りとしております。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回臨時会の会期を本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回臨時会の会期を本日1日限りと決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、9番議員、10番議員を指名します。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議会運営委員会報告にもありましたように、議案第1号から議案第3号、議案第4号から議案第8号、議案第10号から

議案第14号は、それぞれ関連議案でありますので一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第3. 議案第1号

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第1号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第2号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例についてでございます。

提案理由として、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するものです。

2ページをお願いいたします。今回の改正は、施行日や適用日が異なることから2条建てとなっております。第1条では、平成30年12月の期末手当にさかのぼって改正適用するものでございます。第2条は、平成31年度以降の6月と12月の期末手当について改正するものです。

3ページをお願いいたします。新旧対照表です。

まず、上段の第1条関係でございます。期末手当を平成30年12月の支給割合を100分の172.5から177.5へ改めるものです。

次に、第2条関係では、平成31年度以降の6月の期末手当の支給割合を100分の157.5から167.5へ、12月の期末手当の支給割合を100分の177.5から167.5へ改めるものです。具体的には、現在の期末手当の支給割合、年間3.30月を0.05月引き上げるものでございます。引き上げて3.35月とするものです。

2ページに戻ってもらって、附則で第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとし、2項で第1条の規定は平成30年12月1日から適用するとしております。

次に、議案第2号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、人事院勧告に基づき特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴うものです。議案第1号と同様に特別職、町長、副町長、教育長の期末手当を0.05月引き上げて3.35月とするものです。

3ページをお願いいたします。新旧対照表です。

改正内容は、条項番号は違いますが、議案第1号とほぼ同じですので、割愛をさせていただきます。

2ページに戻ってもらって、附則で第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとし、2項で第1条の規定は平成30年12月1日から適用するとしております。

次に、議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴うものです。

2ページをお願いします。第1条の下に別表第1を改めるとありますが、現在の給与法を別紙の3ページ、4ページに改正し、平成30年4月にさかのぼって給与の引き上げを行うものです。

5ページをお願いします。新旧対照表です。

これも、議案第1号、2号と同様に2条建てとなっております。

まず、第1条関係でございます。第20条で一般職の12月に支給する勤勉手当について、勤勉基礎額に乗ずる数値を100分の90.0から95.0へ、再任用の職員の勤勉手当基礎額に乗ずる数値を100分の42.5から47.5へ改めるものです。

続いて6ページをお願いします。

第2条関係でございます。第19条で一般職員の6月に支給する期末手当について、期末手当基礎額に乗ずる数値を100分の122.5から122.5、12月に乗ずる数値を100分の137.5を100分の130に改め、再任用職員の6月に支給する期末手当について、期末手当基礎額に乗ずる数値100分の65、12月に乗ずる数値100分の80を100分の72.5に改めるものです。

第20条で一般職の6月に支給する勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗ずる数値を100分の90、12月に乗ずる数値を100分の95を100分の92.5に改め、再任用職員の6月に支給する勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗ずる数値100分の42.5、12月に乗ずる数値100分の47.5を100分の45に改めるものです。

2ページに戻ってもらって、附則で第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとし、2項で第1条の規定は平成

30年4月1日から適用するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号から議案第3号までを総務建設産業委員会に付託したいと思います。が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第6．議案第4号

日程第7．議案第5号

日程第8．議案第6号

日程第9．議案第7号

日程第10．議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第4号工事請負契約の締結について、日程第7、議案第5号工事請負契約の締結について、日程第8、議案第6号工事請負契約の締結について、日程第9、議案第7号工事請負契約の締結について、日程第10、議案第8号工事請負契約の締結について、以上5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。平山まちづくり課長。

○まちづくり課長（平山 幸治） おはようございます。

議案書は議案第4号から議案第8号までとなります。議案第4号から議案第8号まで、町内小中学校の空調設備設置工事の工事請負契約の締結についてでございます。それぞれ工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

条件といたしまして、5議案ともに、工期は契約の効力が生じた日から2019年6月28日までとなっております。

それでは、議案第4号をお願いいたします。工事名、須恵第一小学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,404万4,000円、請負者、福岡県糟屋郡篠栗町和田910番地92、有限会社百田電気代表取締役百田隆、契約保証の方法、契約保証金、現金640万5,000円。

次に議案第5号、工事名、須恵第二小学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負

金、7,122万6,000円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字須恵398番地31、川本電機工事株式会社須恵営業所代表取締役宮崎宏文、契約保証の方法、契約保証金、銀行の保証712万2,600円。

次に議案第6号をお願いいたします。工事名、須恵第三小学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,834万240円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地106、有限会社池辺電気代表取締役池辺剛士、契約保証の方法、契約保証金、現金683万5,000円。

次に議案第7号、工事名、須恵中学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、9,112万3,920円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1208番地10、株式会社石田電設代表取締役石田博文、契約保証の方法、契約保証金、現金911万3,000円。

最後になります。議案第8号、工事名、須恵東中学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,534万円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字植木2047番地130、有限会社城電設代表取締役城本幹則、契約保証の方法、契約保証金、現金653万4,000円。

以上5議案につきまして、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号から議案第8号までを総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第8号までを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第11. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第9号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。

議案書の1ページをお願いします。議案第9号工事請負契約の変更についてでございます。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更前、工事名、公共下水道事業上須恵地区15工区管渠築造工事、契約方法、指名競争入札、請負金、4,797万5,760円、請負者、福岡市中央区薬院3丁目4番9号松尾建設株式会社福岡支店支店長澁谷栄城、契約保証の方法、契約保証金、前払金保証事業を行う保証事業会社の

保証、479万8,000円、条件、工期、契約の効力の生じた日から平成31年3月15日、変更後は工事名、契約方法の変更はございません。請負金、5,339万9,520円、請負者、契約保証の方法、条件の変更はございません。

今回の主な変更はマンホール建工の土留方法を軽量鋼矢板から鋼製ケーシングに変更したこと及び泥水投棄料が増加したことによるものです。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第9号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第10号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第6号）、日程第13、議案第11号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第14、議案第12号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第15、議案第13号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第16、議案第14号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）、以上5議案を一括議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書は1ページをお願いします。議案第10号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第6号）、地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

一般会計補正予算書1ページをお願いいたします。議案第10号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,127万円を追加し、歳

入歳出予算の総額を88億6,213万9,000円とするものです。

今回の補正予算は、後ほど報告いたします特別会計水道事業会計を含め平成30年8月の人事院の国家公務員給与改定勧告を受けての法案が国会で11月30日に公布されたことから、先ほど議案1号から3号の改正条例を提出するとともに、議員、特別職、一般職の職員の給与に関する予算を補正する必要があるため提出するものでございます。

では、第2項の第1表歳入歳出予算補正で説明をいたします。

2ページをお願いいたします。歳入です。16款1項寄附金1,127万円、全額ふるさと応援寄附金です。

3ページ、歳出をお願いします。1款1項議会費33万1,000円の増額補正は、議員の皆様の期末手当の補正を含む人件費の補正です。

2款1項総務管理費708万8,000円の増額補正は、町長、副町長の期末等の期末手当の補正を含む人件費補正とふるさと応援寄附金関連経費を611万5,000円増額補正しております。

10款1項教育総務費21万9,000円の増額補正は、教育長の期末手当の補正を含む人件費の補正です。このほか一般職員の給与改定に伴う補正となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第11号、議案第12号について、合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。議案第11号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億5,685万2,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

今回の補正は、人事院勧告の実施に伴い、人件費に関連する補正を行っております。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。5款1項他会計繰入金は、一般会計からの人件費分の給与費等繰入金10万円の増額補正を行っております。

次に3ページ、歳出でございます。1款1項総務管理費は、職員人件費10万円を増額補正しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 12、もう一つ、12も。

○住民課長（合屋真由美） 済みません。

続きまして、議案第12号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。こちらも地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ3億2,848万3,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。こちらも人事院勧告の実施に伴います人件費に関連する補正でございます。

次の2ページをお願いいたします。歳入です。4款1項1目一般会計繰入金2万9,000円を増額補正し、9,610万7,000円とするものです。こちらも職員の人件費分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次の8ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目一般管理費2万9,000円を増額いたしまして、1,123万7,000円とするもので、こちらも歳出の総務費1款1項の総務管理費で2万9,000円を補正して3億2,848万3,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第13号、議案第14号について、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第13号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,896万7,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

2 ページをお願いします。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。6 款 1 項繰越金、補正額 1 7 万円は収支調整により増額するものでございます。

3 ページをお願いします。歳出です。1 款 1 項総務管理費、補正額 6 万 9, 0 0 0 円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額 1 0 万 1, 0 0 0 円の増額も人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

続いて議案第 1 4 号でございます。議案書の 1 ページをお願いします。議案第 1 4 号平成 3 0 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございます。地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、平成 3 0 年度須恵町の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第 1 款第 1 項営業費用、補正額 3 4 万 4, 0 0 0 円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 1 0 号を議長を除く 1 3 人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 0 号を予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

次にお諮りします。議案第 1 1 号、議案第 1 2 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号を文教厚生委員会に付託し、審査することに決定しました。

次にお諮りします。議案第 1 3 号、議案第 1 4 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号、議案第14号を総務建設産業委員会に付託し、審査することに決定しました。

ここでお諮りします。これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。

再開を、予算審査特別委員会及び各常任委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時37分休憩

午前11時43分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第17を議案第1号、日程第18を議案第2号、日程第19を議案第3号、日程第20を議案第4号、日程第21を議案第5号、日程第22を議案第6号、日程第23を議案第7号、日程第24を議案第8号、日程第25を議案第9号、日程第26を議案第10号、日程第27を議案第11号、日程第28を議案第12号、日程第29を議案第13号、日程第30を議案第14号とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

----- ・ ----- ・ -----
日程第17. 議案第1号

日程第18. 議案第2号

日程第19. 議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第1号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第2号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第19、議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） それでは委員長報告をさせていただきますけども、ちょっと私、喉が風邪ぎみでございまして、聞き苦しくあると思いますが御了承をよろしく願います。

議案第1号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正は、施行日の適用日が異なることから2条建てになっております。第1条では、平成30年12月期末手当にさかのぼって改正適用し、第2条は、平成31年度以降の6月と12月の期末手当について改正するものでございます。

3ページをお願いします。新旧対照表です。

第1条で、期末手当を平成30年12月の支給割合を100分の172.5から177.5へ改め、第2条で平成30年度以降の6月の期末手当の支給割合を100分の157.5から167.5へ、12月の期末手当の支給割合を100分の177.5から167.5へ改めるものでございます。

具体的に、現在の期末手当の支給割合年間3.30月を0.05月引き上げ3.35月とするものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則で第1条、この条例は公布の日から施行することになっております。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行することにし、2項で第1条の規定は平成30年12月1日から適用するものであります。

次に、議案第2号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたもので提案するものでございます。

議案第1号と同様に特別職、町長、副町長、教育長の期末手当を0.05月引き上げて3.35月とするものでございます。

3ページの新旧対照表です。改正内容は、議案第1号とほぼ同じですので、割愛させていただきます。

2ページに戻っていただきまして、附則で第1条、この条例は公布の日から施行するとしております。ただし第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するとし、2項で第1条の規定は平成30年12月1日から適用するものとなっております。

続きまして、議案第3号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由として、人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたもので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。第1条の下に別表第1を改めるとありますが、現在の給与表を別紙の3ページ、4ページに改正し、平成30年4月にさかのぼって給与の引き上げを行うものでございます。平均改定率は0.2%の増となっております。

5ページの新旧対照表です。これも議案1号、2号と同様に2条建てになっており、第1条の第20条で一般職の12月の支給する勤勉手当について勤勉基礎額に乗ずる数値を100分の90.0から95.0へ、再任用の職員の勤勉手当基礎額に乗ずる数値を100分の42.5から47.5へ改めるものでございます。

6ページをお願いします。第2条の第19条で一般職員の6月に支給する期末手当について、期末手当基礎額に乗ずる数値100分の122.5、12月に乗ずる数値100分の137.5を100分の130と改め、再任用職員の6月に支給する期末手当について、期末手当基礎額に乗ずる数値100分の65、12月に乗ずる数値100分の80を100分の72.5に改めるものでございます。

第20条で一般職員の6月に支給する勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗ずる数値100分の90、12月に乗ずる数値100分の95を100分の92.5に改め、再任用職員の6月に支給する勤勉手当について、勤勉手当基礎額に乗ずる数値100分の42.5、12月に乗ずる数値100分の47.5を100分の45に改めるものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則で第1条、この条例は公布の日から施行するとなっております。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するとし、2項で第1条の規定を平成30年4月1日から適用するものとなっております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより、議案第1号から議案第3号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより議案第1号について討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第1号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第1号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第1号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号について、討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第２号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第３号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第３号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第３号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第３号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第２０．議案第４号

日程第２１．議案第５号

日程第２２．議案第６号

日程第２３．議案第７号

日程第２４．議案第８号

○議長（三角 良人） 日程第２０、議案第４号工事請負契約の締結について、日程第２１、議案第５号工事請負契約の締結について、日程第２２、議案第６号工事請負契約の締結について、日程第２３、議案第７号工事請負契約の締結について、日程第２４、議案第８号工事請負契約の締結について、以上５議案を一括議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。７番、松山力弥君。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第４号から議案第８号まで、工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。

議案第４号から議案第８号まで、町内小中学校の空調設備設置工事の工事請負契約の締結についてでございます。それぞれ工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第１条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

通常、今回の規模の工事では、須恵町指名競争入札参加者指名基準要綱の別表中の電気防水Ｂ等級以上、経営審査事項の電気の評点が６００点以上９００点未満の業者を指名することありますが、緊急に施工する必要があるため、同要綱第８条の指名の特例を適用し、電気防水Ｃ等級以上の電気の評点が６００点未満で本店営業所の所在地が須恵町内または近隣町にある７社を指名し、１２月２１日に指名通知及び設計図書を配付、１月１０日に入札会を実施しております。

条件は、５議案ともに、工期は契約の効力が生じた日から２０１９年６月２８日までとなっております。請負金の支払いは原則として竣工払いですが、須恵町公共工事前金払取扱要綱により、

40%の前金払い制度の20%の中間前金払い制度を適用いたします。

それでは、議案第4号、工事名、須恵第一小学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,404万4,000円、請負者、福岡県糟屋郡篠栗町和田910番地92、有限会社百田電気代表取締役百田隆、契約保証の方法、契約保証金、現金640万5,000円でございます。落札率は95.35%、1月15日に仮契約を締結しており、議決日をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

議案第4号、委員会全員賛成で可決でございます。

次に議案第5号、工事名、須恵第二小学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、7,122万6,000円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字須恵398番地31、川本電機工事株式会社須恵営業所代表取締役宮崎宏文、契約保証の方法、契約保証、銀行の保証712万2,600円。落札率は96.63%、1月の16日に仮契約を締結しております。

議案第5号、委員会全員賛成で可決でございます。

次に議案第6号、工事名、須恵第三小学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,834万240円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字旅石86番地106、有限会社池辺電気代表取締役池辺剛士、契約保証の方法、契約保証金、現金683万5,000円。落札率は93.99%、1月15日に仮契約を締結しております。

議案第6号につきましても、委員会全員賛成で可決でございます。

次に議案第7号、工事名、須恵中学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、9,112万3,920円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1208番地10、株式会社石田電設代表取締役石田博文、契約保証の方法、契約保証金、現金911万3,000円。落札率は97.04%、1月の15日に仮契約を締結しております。

議案第7号、委員会全員賛成で可決でございます。

最後に、議案第8号、工事名、須恵東中学校空調設備設置工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,534万円、請負者、福岡県糟屋郡須恵町大字植木2047番地130、有限会社城電設代表取締役城本幹則、契約保証の方法、契約保証金、現金653万4,000円。落札率は96.00%、1月15日に仮契約を締結しております。

議案第8号、委員会全員賛成でございます。

質疑でございますけれども、学校の教室の数いろいろ異なりますが、金額の異なるのはなぜかということでございまして、面積とまた教室の模様により、天井高とかそういうことありましてから金額が異なるということでございます。

参考といたしまして、第一小学校が37教室、第二小学校44教室、第三小学校31教室、須恵中51教室、須恵東中学校34教室、合計の197教室でございます。

これで委員長報告を終わります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第4号から議案第8号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第4号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第4号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第5号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第6号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第7号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第8号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時といたします。

休憩に入ります。

午後0時06分休憩

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第25、議案第9号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第9号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページでございます。工事名、公共下水道事業上須恵地区15工区管渠築造工事、契約方法、請負者、契約保証の方法、条件には変更はなく、請負金額のみの変更でございます。請負金、変更前4,797万5,760円に対し、変更後は5,339万9,520円でございます。542万3,760円の増額となっております。

主な変更内容は、マンホール建工の土留方法を軽量鋼矢板を鋼製ケーシング式に変更したこと及び泥水投棄料が増加したことによるものでございます。

以上、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。原野君。

○議員（11番 原野 敏彦） 今の報告では、五百二、三十万円の増額が出たわけでございますけれども、泥水等の廃棄の金額ということですが、もう少し詳細にわかれば、ちょっとアバウト過ぎるものですから、500万円の金額に関しては、詳細がわかれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（三角 良人） 松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） これは、この前も説明があったわけでございますけども、

橋のところの高架の下をケーシングで下を突き抜けるわけでございますけども、地盤がやわらかいところとかたいところがあって、かたいかやわらかいかどっちかならできるんですけども、どうしてもそのかたいほうを選ばないといけないということで工事をやっておったわけでございますけども、掘るたびに泥水が土が分散されて小さくなるものですから、廃棄物としての処理が泥水になって水で廃棄をしなくてはいけないので、その処理代が高くなるのと、初めは軽量鋼矢板で計画しておりましたけどもそれではもたないということで、鋼製ケーシング式に変えたのがほとんどの増加の原因だそうでございます。

○議長（三角 良人） ほかに。いいですか。ほかに。この辺で質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第9号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第9号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26. 議案第10号

日程第27. 議案第11号

日程第28. 議案第12号

日程第29. 議案第13号

日程第30. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第26、議案第10号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第6号）、日程第27、議案第11号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第28、議案第12号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第29、議案第13号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第30、議案第14号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）、以上5議案を一括議題とします。

まず、議案第10号について、予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村君。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第10号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,127万円を追加し、歳

入歳出予算の総額を88億6,213万9,000円とするものです。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

今回の補正予算は、30年8月の人事院の国家公務員給与改定勧告を受けて、法案が国会で11月30日に公布されたことから、先ほどの議案1号から3号の改正条例を提出するとともに、議員、特別職、一般職の職員の給与に関する予算を補正するものです。

6ページ以降の事項別明細書です。歳入です。16款1項寄附金1,127万円、全額ふるさと応援寄附金です。ネットPRの成果として増額補正しています。

歳出です。1款1項議会費33万1,000円は、議員の期末手当23万9,000円の増額補正を含む人件費の補正、2款1項総務管理費708万8,000円は、町長、副町長の期末手当9万円の増額補正を含む人件費補正とふるさと応援寄附金関連経費を611万5,000円増額補正しています。

3款1項社会福祉費では、特別会計への人件費に充てるため、国民健康保険給与費等繰出金10万円、後期高齢者医療特別会計事務費繰出金2万9,000円の増額補正です。

9款1項消防費消防施設整備補助金13万5,000円は、補助対象経費の見直しによる増額補正、10款1項教育総務費21万9,000円は、教育長の期末手当4万1,000円の増額補正を含む人件費の補正です。このほか一般職員の給与改定に係る補正となっています。

全員賛成で可決としています。

○議長（三角 良人） 次に、議案第11号、議案第12号について、文教厚生委員長の報告を求めます。6番、田ノ上真君。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第11号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生委員会の審査報告でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億5,685万2,000円とするもので、人事院勧告の実施に伴う人件費関連の補正のみでございます。

6ページ、7ページの事項別明細書をお開きください。

歳入、5款1項1目一般会計繰入金10万円の増額補正は、一般会計からの人件費分の給与費等繰入金です。

8ページ、9ページをお願いします。

歳出、1款1項1目一般管理費10万円の増額補正は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費に関する補正を行っております。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

議案第12号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教

厚生委員会の審査報告でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,848万3,000円とするもので、人事院勧告の実施に伴う人件費関連の補正のみでございます。

6ページ、7ページの事項別明細書をお開きください。

歳入、4款1項1目一般会計繰入金2万9,000円の増額補正は、一般会計からの人件費分の事務費繰入金です。

8ページ、9ページをお願いします。歳出、1款1項1目一般管理費2万9,000円の増額補正は、2節給料、3節職員手当等の人件費に関する補正を行っております。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 次に、議案第13号、議案第14号について、総務建設産業委員長の報告を求めます。7番、松山力弥君。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第13号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページでございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ17万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,896万7,000円とする。第2項、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入ですが、6款繰越金は収支調整となっております。

8ページ、歳出は、1款総務費は人事院勧告に伴う人件費の増額です。2款下水道事業費も人事院勧告に伴う人件費の増額となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

続きまして、議案第14号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告いたします。

補正予算書1ページでございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。実施計画内訳書の支出ですが、第1款第1項営業費用34万4,000円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増額となっております。

以上、採決の結果、委員会全員賛成で可決といたしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第10号から議案第14号について質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第10号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よ

って、議案第10号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第10号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第11号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第12号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第13号平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号について、討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第14号平成30年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第31．発議第4号

○議長（三角 良人） 日程第31、発議第4号日本共産党、児玉求議員に対する懲罰動議を議題

とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉求君退場〕

○議長（三角 良人） 本件について、懲罰特別委員会の審査結果報告を求めます。懲罰特別委員会委員長三角栄重君。

○懲罰特別委員長（三角 栄重） 先日来より懲罰委員会を4回開催しましたので、その報告をしたいと思います。

懲罰特別委員長報告。懲罰特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成30年12月13日、第4回定例会において日本共産党、児玉求議員への懲罰動議が提出可決されたことで、当委員会の設置、動議の付託となりました。

当委員会は、平成30年12月13日、17日、21日、平成31年1月8日の4回にわたり開会し、慎重審査いたしました結果、日本共産党、児玉議員に懲罰を科すことを懲罰特別委員会全員賛成で可決しました。

懲罰の種類については、反省の姿勢が見られないことから、懲罰を科すべきとの意見、今回は初回なので穏当にすべきとの意見など、さまざまな意見が出ました。

検討の結果、採決は、本人に反省を促す意味で地方自治法第135条第1項第2号に規定される、公開の議場における陳謝を科すと懲罰特別委員会全員賛成で可決しました。

陳謝文につきましても、本委員会において作成検討した結果、お手元のタブレットに配付されている陳謝文のとおり、懲罰特別委員会全員賛成で可決しました。

審査に当たりましては、当委員会に付託された懲罰動議の提出理由に当たる事項、すなわち平成30年12月10日の児玉議員の発言が須恵町議会会議規則第51条並びに第96条に抵触するものか仔細に検討いたしました。そこで、該当する発言を申し上げます。

12月10日、日本共産党、児玉求議員の辞職勧告決議の審議中、同議員に弁明の機会を与えた際、9月の第3回定例会において議決した、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書に附属する資料の取り扱いについて、議長から児玉議員に対して注意がなされました。数度のやりとりの後、議長から同議員に対して、複数の資料のうち都道府県の決議一覧ではなく、福岡県内市町村の決議一覧を参考にすべき旨の注意がありました。この資料は、一覧とはいえ、審議未了の自治体を含む現状を示すに過ぎないもので、議員の判断に迫るというよりも全体の経過がわかる程度のものです。とはいえ、須恵町議会が位置づけられているのは後者の資料であり、当然ながら議長においても児玉議員が取り上げるとするなら後者であるべきとの指摘でした。児玉議員は議長の議事進行に従わず、以下の発言をなしました。ここに載っております。「同意見書決議。右でも左でも。いえ、これは2つありますから、この資

料2つとも出ているのです。違いますよ、これは。そのための資料ですから、何が違うんですか、これが。ではなぜこの意見書が要るわけですか」。このような発言で議事進行を妨害しました。その後、議長から「紹介議員からあった説明に勘違いしないで討論してとあったでしょう」という注意がありました。これに対して児玉議員は、議長の議事進行に従わず、以下の発言をなしました。「いや、勘違いやない、議長。勘違いしていません。違いますよ。違います。憲法を改正するための論議ですから、」このような発言で議事進行を妨害しました。さらに議長から「あのね、私の言うこと聞かんとですか」と注意を受けました。このように議長の議事進行をいちいち妨げています。

以下は煩雑になるので、事項だけ挙げさせていただきますが、いずれも同様のやりとりで話が前に進みません。当委員会は、全ての会議規則に違反するものとしております。

1、議場外における議長の発言をあげつらい、議長の議事進行を妨害。1、再び意見書に添付された資料について自説を主張し、議長の議事進行を妨害。1、弁明になっていないことを注意された後も、我を張って議長の議事進行を妨害。

以上、この後も事項別に紹介しますが、児玉議員の発言のほぼ全てにわたり法規の違反が見られます。

まず、発言内容の制限にかかわる須恵町議会会議規則第51条「発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えてはならないに」違反。

また、同条2項にある「議長は発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わないときは発言を禁止することができる。」との議長の議事進行権、秩序保持権を侵害する違反。

議会を軽視する発言として、品位の尊重にかかわる同規則第96条「議員は議会の品位を重んじなければならない。」に違反などです。

さらに、地方自治法の第104条「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」に規定される議長の指示に服することなく違反。

同様に、同法第129条「普通地方公共団体の議会の会議中、この法律、または会議規則に違反してその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止し、または発言を取り消させ、その命令に従わないときはその日の会議が終わるまで発言を禁止し、または議場の外に退去させることができる。」の前半部分、議長の制止にも服さない態度をとったことで違反しています。

あわせて、同法第132条「普通地方公共団体の議会の会議、または委員会においては議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」の規定にも抵触することはこの後で紹介します。

以下、審査の経緯についての御報告を申し上げます。

まず、昨年12月13日の第1回の委員会において、今後の日程を協議するとともに、懲罰動議が出された際の児玉議員の弁明の中で触れていた「日本共産党須恵委員会の見解」を伺うべきとし、参考人として招致する決定をいたしました。

続いて、17日の第2回委員会審査において、参考人に聴取すべき事項の確認を行いました。

21日の第3回委員会審査において、事務局からの報告がありました。それは、須恵委員会は参考人招致を拒否したとのこと。児玉議員より異議申立書が2通、議長に対してのものと懲罰特別委員長に対してのものが届いたとのことでありました。

須恵委員会については、参考人招致に強制権はありませんので、これを了としました。

児玉議員の異議申立書はほぼ質問状というべき内容ですが、文書で回答を迫るもので、その内容は懲罰動議の提案理由で述べられたことについてのものでした。ただ、今審査中のことを議会に報告する前に、除斥されている当人に文書で回答するなどできるわけがないことは自明です。しかしながら、当委員会も懇切に回答することで児玉議員の議会制度への理解と御自身への反省を促したいとの思いがありますので、この異議申立書に回答する決定をしました。

また、議長への異議申立書もほぼ質問状というべき内容です。この取り扱いについて、反省の意を伝えるものなら、議会を代表する議長に提出することで一定の効果もあるでしょうが、反省はありません。12月10日の辞職勧告決議の提出者も12月13日の懲罰動議の発議者も、議長ではないので、議長が回答するものでもありません。しかしながら、本件懲罰動議の決議がなければ出されなかった文書であろうと思われます。当委員会も懇切に回答することで児玉議員の議会制度への理解と御自身への反省を促したいと思いますので、これについても当委員会が回答する決定をしました。

明ける本年1月8日に第4回の委員会審査において、議会への報告内容について整理、懲罰に値するか否か、懲罰の内容についての採決をとりました。結果は冒頭に報告した次第でございます。

ここで、児玉議員の異議申立書についての懲罰特別委員会の回答を申し上げます。質問の項目に逐一回答いたします。

まず、懲罰特別委員長への文書です。

質問1「自らの虚偽の主張」は、須恵民報のどの箇所でどのような虚偽なのか、さらなる「誹謗を重ねた。」とはどの発言かというもの。これはまず、須恵民報において、意見書のタイトルを意図的に改変した記述をしていること、それだけなら政治的主張を込めた表現としてとるに足らぬものといえます。問題となるのは、なおかつそこに賛成議員の実名を出しているところです。この記載のまま、事情を知らない人が読むと、賛成議員として名前が出ている人はあたかも改憲

に賛成しているかのように捉えられることでしょう。しかも、「日本を再び戦争にする国にしようとしています」とか、別のページでは「アメリカとともに戦争できる国にするため」と書いています。しかしながら、賛成議員の誰もこのような主張をしている人はいません。そのような記録も当然ありません。意図的に改変したタイトルの下に議員の実名を入れる不見識は既に虚偽の主張となり果てていますし、名前を記載された議員は、してもいない政治的主張をしたかのように扱われるという誹謗を受けているのです。その上で、児玉議員は弁明の際、本質と言い、自らの主観でタイトルを変更している旨の発言をしています。「いやいや、書いてあるけど、本質的な」などの発言は、正式のタイトルではないと知りつつなされたものです。また、参考資料として添付された資料に「憲法改正」の文字があるから、改憲の意見書であると強弁しています。それは、先ほども述べた、各都道府県議会に出された意見書の一覧で、9月に須恵町議会が審議した意見書を指す資料でないことは明らかににもかかわらず、強引に自説を主張しています。例えばこのような発言、「見たら、それはどなたが見ても改憲の意見書です」などは、少なくとも本会議出席の議員で一人児玉議員だけの見解で「どなたが見ても」に当たらないのは明白です。なぜ意見書の本文を読んで判断しないのでしょうか。

また、同僚議員が議席からたしなめる発言をすると、「思い込みじゃない、数の力でそうおっしゃる」などと誹謗しました。次に他の同僚議員が「資料はあくまでも参考、そこだけ取り上げるのはおかしい」と指摘すると、「あなたがおかしい」などと誹謗を重ねました。さらに別の同僚議員が議会広報にも改憲などの文言がないことを指摘すると「書いてないけど、そうじゃないですか」と広報特別委員会の議員にまで誹謗を重ねています。なるほどこの発言が、児玉議員の言う本質の根拠と思われます。「書いてないけどそうじゃないか」とか「言っていないけど、そうじゃないか」という話が通れば、自分勝手な思い込みで相手をどのようにも断罪できるものです。児玉議員の勝手な解釈でその見解に至る論理の説明もなく、展開もなく、説得もないものを、誰も受け入れようがないもので、議論が成り立ちません。御自身の我見か受け売りを本質と言っているだけです。

次に質問2、須恵町議会規則第51条、同第96条に私のどの発言が抵触するのかというもの。これについての回答は、既に述べたとおりです。また、質問の「須恵町議会規則」は正しくは「須恵町議会会議規則」です。須恵民報の御挨拶で改憲論議のみの意見書と書いていますが、自らの虚偽の主張を虚偽と知りつつ本質と言い張り、とありますが、虚偽ではなく本質的な改憲意見書であり真実であります。資料に国会に憲法改正論議の推進を求める意見書決議、福岡県とあります、これは改憲の意見書です。これを憲法改正を除く憲法論議推進と言うほうがおかしいのではないのでしょうかというもの。これについての回答は、質問1の回答に含めています。一言すると、この質問のように、説明もなく決めつけ、おかしいと重ねる論法には論理がありません。

むき出しの感情についての回答は困難です。

続いて三角議長への文書です。

質問 1、内容が明らかに事実と相違しているところについて、これは 12 月 10 日の「発議第 3 号日本共産党児玉求議員に対する辞職勧告決議について」の提案理由の説明を指しているようですが、これについては、9 月定例会の会議録を参照してください。必要十分と思います。

質問 2、具体的にどこがどのように法律に抵触するのか、その箇所というもの。これは、司法場で扱うことになると思われますので、個別の回答を控えます。

質問 3、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書提出に関する請願書について反対討論却下の「趣旨に反している箇所」と根拠となる理由というもの。これについて、回答の前に、討論の原則について議員必携の記載を確認します。議員必携の討論の項には、「討論とは、現に議題になっている事件に対して自己の賛成、または反対の意見を表明することである。しかもその目的は自己の意見に反対するもの及び賛否の意思を決めていないものを自己の意見に賛同させることにある。」と明記されています。その上で回答します。9 月議会の請願における紹介議員の説明について会議録を引用します。「取り違えていただきたくないことは、これは何かの議論を須恵町ですということではなく、国会での議論の喚起を求める。早急に議論を進めてくれということが請願の趣旨でございます」との発言でした。それを児玉議員は、「国民は 9 条改憲を望んでおりません」と冒頭から紹介議員が心配した取り違えを行って討論を始めました。明らかに趣旨が違うものです。この請願に関する討論は、意見書にある「議論の喚起」についての賛否の立場を表明することにあります。憲法改正の是非の立場を表明することではありません。児玉議員の討論に対して他の議員は賛否の表明のしようがありません。よって、趣旨が違うことにより却下となることは当然です。なお、却下における議長の権限は、前に述べたように、須恵町議会会議規則第 51 条 1 項、2 項、地方自治法第 104 条、同第 129 条に明記されています。

質問 4、生活保護世帯のエアコンの補助について一般質問の却下の理由というもの。これについての回答です。生活保護事務に関する権限は須恵町にはありません。須恵町的生活保護行政は県の業務で粕屋保健福祉環境事務所の管轄です。須恵町の職員は、受付業務や現金支給などの業務を委任されている関係です。業務の内容に関する権限は一切ありません。生活保護世帯へのエアコン補助について、権限のない須恵町に答弁できないことは明らかです。この説明は、児玉議員に対して何度も繰り返し説明してきました。その上で一般質問を却下したものです。ここに至り、文書での回答を求めること自体、初めから理解していなかったのか、もしくは何らかの意図があるものか。「生活保護の問題は一般的ではなく一般質問に当たらない。」との文言は、会議以外の発言で公的記録がない。児玉議員の記憶によるものです。前後の文脈によってどのような

解釈でもできるものです。前に述べたように「書いていないけどそうじゃないか」を「言っていないけどそうじゃないか」と置きかえて考えれば、児玉議員が文言を創作して宣伝している可能性も拭えません。これを批判の対象として議会で発言するのは、法第132条に抵触するものと思われる。話を戻します。何ゆえ何度も説明した権限外との理由がわからないのか不思議とか言いようがありません。一地方自治体に権限のないことはたくさんあります。外交、防衛、税制、法制度、いずれも答えようがありません。須恵町にとっての生活保護行政も同様です。須恵町に権限がない、よって一般質問を却下した次第です。そもそも却下されたと批判する以前に、ちゃんと一般質問が成立するかを調べて提出するべきです。

質問5は、質問に当たる部分が見受けられないので本来回答のしようがないのですが、事実誤認が多く含まれていますので、可能な範囲で説明を試みます。

①「議長は自分の意見で議会は自分の思うままに進行できると考えている」との記述がありますが、議長が須恵町議会会議規則、地方自治法を逸脱した議会運営をしている証拠、記録はありません。会議録をよく検証してください。

②は、その下3行は意味が酌み取れません。

③、「議員の意見を議長の個人的主観で発言停止することは許されません」との記述に関しては、一般論としての文意はそのとおりですが、須恵町議会や議長が対象ならば、既に述べたとおり、該当する記録、証拠がありません。会議録をよく検証してください。

④、生活保護者に関する一般質問却下は不当としていますが、既に述べた次第です。

⑤、「議会は言論の府であり」、以下の記述には一般論としての文意はそのとおりですが、須恵町議会や議長を対象として「暴言は許されません」や「ルールを守るべき」とか「言論の自由」などと記述することは根拠のない誹謗を重ねることになります。そのまま御自身へ返ってくる指摘でしょう。既に述べたとおり、該当する記録、証拠がありません。会議録をよく検証してください。「言論の府」とか「言論の自由」を掲げるのであれば、御自身から法条例に基づく議会のルールに則り、証拠、記録をもって誠実に議論すべきです。児玉議員の言論は、独特の飛躍があり、法のもと証拠と論理を重んじる議会の言論には事実上対応できていないと思われます。

⑥、「今後とも云々」と決意を表明していますが、変わらず頑張るということのようです。児玉議員は、御自身が懲罰審査の対象になっていることをわきまえているのでしょうか。このような記述は反省する気も向上する気もないと開き直っているように受けとられます。

このたび懲罰特別委員会の審査を通じて多くの問題点を議論しました。委員会としては、懲罰を科すことで児玉議員が反省をし、被害妄想に駆られることなく法と秩序をわきまえた議員として議員活動をしていただくことを願って報告いたします。

以上、御審議方よろしくお願ひします。済みません、長々と述べまして。

終わります。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより、日本共産党、児玉求議員に対する懲罰動議について採決を行います。本件に対する委員長報告は、委員会記帳による陳謝文により、児玉求君に陳謝の懲罰を科すことです。委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、児玉求君に陳謝の懲罰を科すことに決定しました。

児玉求君の入場を求めます。

〔児玉求君入場〕

○議長（三角 良人） ここで、須恵町議会会議規則第107条の規定に基づき、児玉求君に懲罰の宣告を行います。

児玉求君に陳謝の懲罰を科します。児玉求君、登壇の上、陳謝文の朗読を命じます。

○議員（1番 児玉 求） 私は陳謝はいたしません。

○議長（三角 良人） わかりました。座ってください。再度、児玉求君に陳謝文の朗読を命じます。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 私は陳謝のかわりに弁明をいたします。

○議長（三角 良人） ありません。ありません。

再度通告いたします。陳謝文の朗読を命じます。児玉君。

○議員（1番 児玉 求） 陳謝はいたしません。弁明をいたします。

○議長（三角 良人） 着席してください。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を14時といたします。休憩に入ります。

午後1時47分休憩

午後2時04分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま猪谷繁幸君ほか5人から、地方自治法第135条第2項及び須恵町議会会議規則第101条の規定に基づき、文書をもって、お手元に配付しているとおり、日本共産党児玉求議員に対する懲罰動議が議長である私に提出されました。これは、閉会中の継続審査に付されていた

懲罰特別委員会の審査結果報告が本会議で行われ、地方自治法第134条の規定に基づき、特別委員会がその権限として陳謝の懲罰を科すことになりましたが、児玉求君は謝罪文の朗読を拒否したため、さきの特別委員会は付託された事件の審査報告を本会議で行った時点で自然消滅しており、新たな事由に基づく懲罰の審査は新たな懲罰特別委員会を設置しなければならないことになっております。

ここでお諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

追加日程第1 発議第1号

○議長（三角 良人） 追加日程第1、発議第1号日本共産党児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉求君退場〕

○議長（三角 良人） 提出者の説明を求めます。8番、猪谷繁幸君。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 日本共産党、児玉求議員に対する懲罰動議、表題の件、以下の理由により、日本共産党児玉求議員に対し懲罰を科せられたく、地方自治法第135条第2項及び須恵町議会会議規則第101条の規定により提出いたします。

本日、平成31年1月21日、第1回臨時会本会議において日本共産党児玉求議員への懲罰動議が可決されました。可決された懲罰の種類は、公開の議場において陳謝であり、須恵町議会会議規則第107条に基づき、議長が同議員に対し、懲罰を科す宣告をしました。同議員は議長の宣告に従うことなく、陳謝文の朗読を拒絶しました。これは、地方自治法第129条第1項並びに134条第1項須恵町議会会議規則第96条に違反します。児玉議員は、議会秩序を構成するルールを軽視する言動により、懲罰を科せられたわけですが、また新たに同様の事態となったことを大変残念に思う次第です。よって、日本共産党児玉求議員にさらなる反省を促すためにも懲罰を科せられたく本動議を提出するものです。

○議長（三角 良人） 提出者の説明が終わりました。

これより発議第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、本件は、須恵町議会委員会条例第4条の3の規定に基づき、動議の提出とともに、6人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置され、須恵町議会会議規則第102条の規定により、本

件を懲罰特別委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を懲罰特別委員会の委員が決まり次第とします。

休憩に入ります。

午後 2 時10分休憩

午後 2 時12分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。懲罰特別委員会の委員の選任については、須恵町議会委員会条例第 5 条第 3 項の規定により、今村桂子君、田ノ上真君、猪谷繁幸君、三角栄重君、松山力弥君、合屋伸好君、以上 6 名を指名します。よって、ただいま指名いたしました 6 名を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、以上の 6 名が懲罰特別委員会の委員に決定しました。

ここでお諮りします。懲罰特別委員会正副委員長互選のため、暫時休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、委員の方は第 1 委員会室に御集合ください。

再開を正副委員長が決まり次第とします。

休憩に入ります。

午後 2 時14分休憩

午後 2 時23分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

まず、委員長に三角栄重君、副委員長に猪谷繁幸君に決定いたしました。

お諮りします。ただいま懲罰特別委員会の三角栄重委員長より、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続審査を日程に追加し、追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

追加日程第2. 閉会中の継続審査について

○議長（三角 良人） 追加日程第2、閉会中の継続審査を議題とします。

懲罰特別委員会三角栄重委員長より、委員会において審査中の事件について、須恵町議会会議規則第70条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

ここで児玉求君の入場を認めます。

〔児玉求君入場〕

○議長（三角 良人） お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

なお、本会議終了後、広報特別委員会を、終了後に懲罰特別委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室に御集合願います。

○議長（三角 良人） 以上で本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成31年第1回須恵町臨時議会を閉会します。

午後2時25分閉会

会 議 録 署 名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 9 番 田 原 重 美

署名議員 1 0 番 合 屋 伸 好